

総務文教常任委員会審査日程

開議日時：令和8年3月6日（金曜日）午前10時

場 所：議事堂大会議室

1. 開議

2. 議案審査（総務部、政策推進部(文化芸術課を除く)、財政部等所管)

議案番号	件 名	備 考
議案第 3 号	取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第 4 号	取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第 5 号	取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	一括議題
議案第 6 号	取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第 1 2 号	令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）（所管事項）	8・9款以外
議案第 2 3 号	令和8年度取手地方公平委員会特別会計予算	

3. 付託議案外質疑（総務部、政策推進部(文化芸術課を除く)、財政部等所管)

4. 議案審査（教育委員会、文化芸術課、消防本部所管)

議案番号	件 名	備 考
議案第 1 2 号	令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）（所管事項）	8款：消防費 9款：教育費

5. 付託議案外質疑（教育委員会、文化芸術課、消防本部所管)

6. 市長提出議案の討論・採決（採決は議案番号順に実施)

7. 閉会中の所管事務調査について（委員のみ)

8. 取手第一中学校3学年との協働事業で可決された議案の調査について（委員のみ)

9. その他（委員のみ)

10. 散会

※審査は議案番号順に行いますが、審査状況により変更となる場合があります。

※議案質疑・付託議案外質疑・請願審査に係る原則課長補佐職以上のみ、かつ、自己の所管業務に関する部分に限っての出席のみでお願いします。

※議案第12号の質疑と付託議案外質疑は、事前に文書で通告することになっています。

総務文教常任委員会「議案第12号」質疑事前通告一覧表

令和8年第1回定例会

1. 総務部、政策推進部(文化芸術課を除く)、財政部等所管

議案番号及び 議案名	質疑順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨	議案書の 掲載ページ
議案第12号 令和7年度取手 市一般会計補正 予算(第9号) (所管事項)	1	遠山智恵子 委員	ふるさと取手応援寄附金につ いて	1 今年度、これまでの寄附金受付状況 2 企業版寄附金の受付状況 3 ふるさと寄附金を充当予定とした事業への影響とそ の対応策 4 課題	議案書P10

2. 教育委員会、文化芸術課、消防本部所管

議案番号及び 議案名	質疑順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨	議案書の 掲載ページ
議案第12号 令和7年度取手 市一般会計補正 予算(第9号) (所管事項)	1	遠山智恵子 委員	コミュニティ・スクール事業 に要する経費について	1 コーディネーター謝礼費の減額補正について、現状 等含め詳細説明 2 今後の見通しと課題	議案書P22

総務文教常任委員会
「議案外」 質疑事前通告一覧表

令和8年第1回定例会

1. 総務部、政策推進部(文化芸術課を除く)、財政部等所管

質疑 順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨
1	赤羽直一 委員	物価高騰対応重点支援地方 創生臨時交付金活用事業の 検討過程について	1 市として事業を予算化するまでの検討過程 2 給付方法として商品券以外に、マイナンバーカードに紐付けられた口座に振り込むなどの手法は検討したか 3 予算効率の観点から事務経費について市としてどのように検討をしたか
2	久保田真澄 委員	男性職員の育児休業について	1 育児休業の状況 2 育児休業取得率目標に対して取組 3 育児休業を終え、仕事に復帰した職員の感想など 4 今後の課題
3	遠山智恵子 委員	防災について	1 自主防災組織状況 2 防災ボランティア 3 避難所問題

2. 教育委員会、文化芸術課、消防本部所管

質疑 順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨
1	久保田真澄 委員	ヤングケアラー支援について	1 アンケート 2 発見するための施策 3 周知広報（セミナー、講演等） 4 こども部との連携
		香害について	1 香害による体調不良の訴えはあるか 2 周知広報（特に保護者に向けて） 3 取組
2	遠山智恵子 委員	スクールソーシャルワーカーについて	1 福祉の視点での役割 2 専門性の高い県派遣SSWの配置状況 3 市SSWの正規化と増員を求める
		不登校支援について	1 人数の報告 2 居場所の状況把握 3 サポートルーム・支援教諭等の状況

令和8年3月6日

取手市議会議長
山 野 井 隆 様

総務文教常任委員会
委員長 小 堤 修

閉会中の所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について閉会中調査する必要があると認め、会議規則第105条第1項及び第111条の規定により申し出ます。

記

1 事項

- (1) 総務部の所管に関する事項
- (2) 政策推進部の所管に関する事項
- (3) 財政部の所管に関する事項
- (4) 教育委員会の所管に関する事項
- (5) 消防本部の所管に関する事項
- (6) 所管の予算の執行状況について
- (7) 他の委員会の所管に属さない事項

2 目的及び理由

所管する事務の調査を閉会中も継続して行うことにより、事務に関する理解を深め、市政の向上を図るため。

3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

令和9年第1回定例会まで

(総務文教所管分) 取手第一中学校との協働事業で可決された議案

No.	想定される 担当部署	政党名	可決議案・提案事項
1	政策推進課 教育総務課	アルファベツ党	「旧井野小学校クリエイティブ・ラボ」 地域・住民との交流の場の創出、市の財源の確保策として、旧井野小学校の教室を、芸術体験の場やレンタル会議室、カフェとして活用するほか、校庭を部活動の活動の場や各種イベントで活用
2	教育委員会	ナツ党	「地域資源（学生）を活かした無料学習プログラム」 小中学生の学力向上や、将来的な教師なり手不足解消のため、学生主体で、中学校の生徒が先生役となり、中学校の生徒や小学校の児童に対して無料で勉強を教える学習プログラムの実施
3	文化芸術課 産業振興課	アート井野つ到 withモツ党	「令和に返り咲け井野ショッピングセンター」 井野ショッピングセンターは現在もアートで活用されている。アートを主体としたマルシェイベントを開催し、アートイベントのほか、飲食や野菜なども販売することで、多くの人を集客し地域の活性化と取手の芸術もPRする